

## 郡山市ユニバーサルデザイン推進本部設置要綱

平成21年5月18日制定  
平成22年4月1日一部改正  
平成25年11月1日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成29年4月1日一部改正  
平成30年4月1日一部改正  
平成31年3月27日一部改正  
令和3年3月26日一部改正  
令和4年11月1日一部改正  
令和6年3月25日一部改正  
令和7年3月24日一部改正  
令和8年3月27日一部改正

[ 市民部市民・NPO活動推進課 ]

### (設置)

第1条 こおりやまユニバーサルデザイン推進指針(以下「指針」という。)に基づき、ユニバーサルデザインの推進を図るため、郡山市ユニバーサルデザイン推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指針に関すること。
- (2) 指針の進行管理に関すること。
- (3) その他ユニバーサルデザインの推進に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長には、市民部長をもって充てる。
- 3 副本部長には、市民部次長をもって充てる。
- 4 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議は、文書による回議をもって代えることができる。

### (ユニバーサルデザイン推進リーダー)

第5条 次に掲げる所属(以下「課等」という。)にユニバーサルデザイン推進リーダー(以下

「推進リーダー」という。)を置く。

- (1) 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条に規定する課、第8条に規定する会計課及び第3章に規定する出先機関（第45条に規定する課に属する出先機関のうち、総務部総務法務課、総務部防災危機管理課、文化スポーツ観光部スポーツ振興課、農商工部農業生産流通課（郡山市園芸振興センターを除く。）、農商工部農林基盤整備課、建設構想部河川課、都市構想部都市政策課に属する出先機関を除く。）
- (2) 郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条に規定する課及び第4章から第10章までに規定する教育機関
- (3) 議会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局
- (4) 郡山市上下水道局管理規程（昭和40年郡山市水道局規程第1号）第2条に規定する課

2 推進リーダーは、別に定める基準に基づき課等の長が指定する。

3 推進リーダーは、本部長の命を受け、所属する課等の指針に関する取組の推進を図るため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 課等内でのユニバーサルデザインの啓発
- (2) 課等内での日常的な取組及び業務の改善に関すること。

（庶務）

第6条 推進本部及び推進リーダーに関する庶務は、市民部市民・NPO活動推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

総務部次長、政策開発部次長、財務部次長、税務部次長、文化スポーツ観光部次長、環境部次長、保健福祉部次長、こども部次長、農商工部次長、建設構想部次長、都市構想部次長、会計課長、教育委員会事務局教育総務部次長、教育委員会事務局学校教育部次長、上下水道局次長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長
---